

平成19年1月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 森谷 五月

平成18年(ネ)第4431号 損害賠償請求控訴事件

(原審・千葉地方裁判所松戸支部平成16年(ワ)第803号)

平成18年12月18日口頭弁論終結

判 決

千葉県松戸市南花島四丁目65番地5

控 訴 人	環 境 資 源 株 式 会 社
同代表者代表取締役	阪 田 勇
同訴訟代理人弁護士	高 橋 峯 生
同	島 田 亮
同	佐 藤 栄 治

東京都青梅市東青梅一丁目11番地の1

被 控 訴 人	青 梅 市
同 代 表 者 市 長	竹 内 俊 夫
同訴訟代理人弁護士	橋 本 勇
同	羽 根 一 成

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、5億5667万4300円及びこれに対する平成16年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

東 京 高 等 裁 判 所

(4) 仮執行の宣言

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨。

第2 事案の概要

本件は、被控訴人との間で廃プラスチックの固形燃料化処理業務（以下「本件RDF事業」という。）の委託契約（以下「本件契約」という。）を締結した控訴人（当時の商号はダイナミックオーシャン株式会社）が、①第1次的に、被控訴人、控訴人及び本件RDF事業により製造される固形燃料（以下「本件燃料」という。）の買取業者である株式会社阪田工務店（以下「阪田工務店」という。）との三者間で、控訴人及び阪田工務店が本件契約のために費やした初期投資費用を被控訴人から回収する旨の合意（以下「本件費用回収の合意」という。なお、原判決の「本件費用の合意」と同じ内容である。）及び当該費用の回収に足りる相当な期間本件契約を継続する旨の合意（以下「本件契約期間の合意」という。なお、原判決の「本件期間の合意」と同じ内容である。）が成立していたにもかかわらず、上記相当な期間の経過前に被控訴人が本件契約を打ち切ったとして、債務不履行に基づく損害賠償として5億5667万4300円及びこれに対する本件契約が解約された日の翌日である平成16年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、さらに、②第2次的に、本件契約は相当長期間の継続が予定された実質的には期間の定めのない契約であり、被控訴人が本件契約を打ち切ることができるとしても、仕事完成前における請負契約の解除に関する民法641条、又は、委任契約の中途解約に関する同法651条2項本文の準用若しくは類推適用がある、③第3次的に、控訴人と被控訴人との間で、控訴人及び阪田工務店の初期投資費用の回収に足りる相当な期間が経過するまで契約を更新する旨の合意が成立しており、仮にこのような合意が成立していなくとも、被控訴人は、控訴人及び阪田工務店が初期投資を回収するに足りる相当な期間が経過するまで、本件契約を継続すべき信義則上の義務

を負っていたにもかかわらず、被控訴人は、相当な期間経過前に本件契約の継続を打ち切った、④第4次的に、控訴人は、相当長期間にわたって本件契約を継続することにより初期投資額を回収して、更に利益を上げるという財産権上の期待権を有していたところ、被控訴人の本件契約の打ち切りによって上記財産権上の期待権が侵害された、⑤第5次的に、被控訴人は、その施策転換を理由とする契約の打ち切りについては損害を補償する信義則上の義務を負うとして、それぞれ上記①と同金額の損害賠償及び遅延損害金を求めた事案である。

原審は、①本件契約締結に当たり、被控訴人が控訴人との間で、本件契約に基づき被控訴人から控訴人に対して支払われる委託費（以下「本件委託費」という。）を含めて阪田工務店の費用を支払う合意をしていたことを認めることはできず、②控訴人と被控訴人との間で、本件契約期間の合意があったと認めることもできない、③被控訴人、控訴人及び阪田工務店（当時は株式会社サカタ）は、平成10年4月1日付けで、『廃プラスチック固形燃料化設備および廃プラスチック固形燃料に関する覚書』（甲4。以下「覚書1」という。）を締結し、さらに、平成12年4月1日、本件燃料の引取先が上記阪田工務店からプラコール株式会社（以下「プラコール」という）に変更されたことから、同日付けで、被控訴人、控訴人及びプラコールとの間で、覚書1と同内容の覚書（乙9。以下「覚書2」といい、覚書1及び覚書2を併せて「両覚書」という。）を締結しており、平成10年4月1日以降は、実質的にも本件契約の期限を平成16年3月末日とする旨の合意があったと認められ、本件契約が期間の定めのない契約であったということとはできない、④控訴人主張の期間まで本件契約を更新する旨の合意もされていない、⑤本件契約期間が満了したにもかかわらず、被控訴人に、控訴人や阪田工務店の費用を考慮して契約を継続すべき信義則上の義務があるとはいえない、⑥控訴人が、平成16年4月1日以降も、本件契約を締結ないし継続できると考えていたとしても、それは控訴人の一方的な事情や思い込みというべきであるから、控訴人に、控訴人主張のような財産上の期待権があったと認めることは

できず、本件契約期間が満了したにもかかわらず、被控訴人において、控訴人や阪田工務店の費用を考慮して契約を継続すべき信義則上の義務があるとはいえない、⑦本件契約は期間の定めのない契約とはいえず、契約の準備段階にあったものでもないから、被控訴人の施策の変更により、被控訴人が控訴人との間で会計年度ごとに締結されていた契約と同旨の契約を新たに締結せずに、あらかじめ定めていた期日をもって契約を終了させたからといって信義衡平の原則に反するとはいえないとして、控訴人の上記各請求をいずれも棄却したので、控訴人が不服を申し立てた。

そのほかの事案の概要は、次のとおり訂正し、又は付加するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これをここに引用する。

1 原判決2頁8行目の「損害賠償を」を「損害賠償（控訴人は、被控訴人の指示に基づいて、事業開始から平成16年3月31日までの8年間で関連施設を減価償却することを前提に本件委託費の見積もりを実施し、この見積金額が支払われれば同日までに投下資本を一応回収することができたが、被控訴人は上記見積の約半額の委託費しか支払わず、同日に本件契約を解約されたため、控訴人が本判決別紙『見積金額及び契約金額との差額累計』記載の見積金額と契約確定金額との差額の合計額5億3016万6000円に消費税5パーセントを加えた5億5667万4300円の損害及びこれに対する上記解約日の翌日である平成16年4月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている。）を」に改める。

2 原判決4頁14行目の「その後、」の次に「平成9年度は502万5000円、」を加え、同24行目冒頭から同25行目末尾までを次のとおり改める。

「 阪田工務店は、本件燃料の燃焼施設として新たにボイラー、発電タービン等を建造し、その費用として合計15億4737万5933円を要した。なお、阪田工務店は、被控訴人以外の地方自治体からもRDFを購入しており、

上記ボイラーは被控訴人から購入したRDFと常総地方広域市町村圏事務組合から購入したRDFを燃焼させる目的で建造されており、その購入量は、被控訴人からが約1000トン、同事務組合からが約6500トンで、前者が13.3パーセントであったから、被控訴人との関係で要した費用は、上記割合にほぼ対応する2億0580万1000円である。」

3 原判決5頁5行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「 原判決は、被控訴人が阪田工務店の費用を負担する必要がある理由の一つとして、本件契約を締結することにより控訴人に宣伝効果ないし波及効果があったことを挙げているが、控訴人の展開するRDFシステムについては、既に5つの自治体との間で契約が成立しており、被控訴人と本件契約を締結することによる先例としての宣伝効果はなかった。そして、RDFシステムの導入は、特に不燃ごみの削減という観点から、被控訴人にとり有用な施策であったもので、被控訴人は、RDFシステムの導入後、平成8年3月1日付けの『広報おうめ』（甲57）において、本件RDF事業の導入が被控訴人にとって極めて有用であると積極的にアピールしており、本件契約締結より大分以前の平成7年3月ないし7月の新聞記事（甲54ないし56）においても、本件RDF事業の有用性を積極的に宣伝しており、被控訴人はRDFシステムの導入による高い宣伝効果を得られていた。

また、原判決は、被控訴人が阪田工務店の費用を負担する必要がある理由として、阪田工務店が本件燃料を安価に利用することができたことを挙げているが、RDFボイラーの方が、同規模の重油ボイラーと比較して、はるかに割高であって、阪田工務店が自身の負担の下に事業を行ったのでは経営が成り立たないから、たとえ阪田工務店がRDFという燃料を安価に仕入れられたとしても、それをはるかに上回る経費がかかる以上、被控訴人が何の負担をしなくてもよいということは著しく不合理である。

さらに、原判決は、燃料の取引先が阪田工務店からプラコールに変更され

た前後に、プラコールの負担する費用については問題とされなかったことを挙げるが、覚書2が作成されたのは形式的な措置であったから、その際に、阪田工務店の費用を誰が負担すべきかといった実質的な話し合いがされていなくても何ら不自然ではなく、むしろ阪田工務店の費用を被控訴人が負担すべきことは当然の前提であるから、プラコールへの変更の際にそのことが議論されない方が自然である。

なお、阪田工務店のボイラーは、被控訴人から受け入れたRDFだけでなく、常総事務組合から受け入れたRDFも燃焼されていたが、RDFボイラーにかかる経費は年間2億6418万5000円であり、被控訴人の比率13.3パーセントを乗じると年間3513万6605円の費用がかかっていたこととなり、そのボイラー建造費及びランニングコストは決して少額とはいえない。

そして、被控訴人が阪田工務店の経費を負担する合意が存在したことについては、①被控訴人が平成6年に作成した内部文書である『廃プラスチック類固形燃料化システムの導入について』と題する書面(乙1)の積算根拠の欄に『大熊工場での焼却処理経費』として、阪田工務店に発生する費用が明記されていたのは、被控訴人が平成6年当時から阪田工務店のボイラー経費を負担する前提で協議をしていたからであって、仮に、被控訴人が阪田工務店の費用負担をしなくてもよいのであれば、上記書面でわざわざ『大熊工場での焼却処理経費』を計算する必要はなかったこと(なお、控訴人と契約を締結した5つの自治体は、いずれも阪田工務店のボイラー経費を負担することとしていたものであって、控訴人が敢えて被控訴人に対してだけ阪田工務店のボイラー経費を負担しない前提で契約交渉を行うことはあり得ない。)、②控訴人が平成8年に被控訴人に提出した見積書(甲16)には、『1 廃プラスチック燃料化システム賃貸料』の内訳の『設備費』(以下『設備費』という。)として2億9500万円が計上されており、この金額と、控訴人

のRDF製造設備の建設等に要した費用は1億6950万円（甲19ないし21記載の1億2844万1000円、2605万9000円及び1500万円の合計額）との差額1億2550万円が阪田工務店のボイラー建造費用であって、当初阪田工務店のボイラー費用として見込まれた9億6902万4000円（甲22の1）に被控訴人の利用割合13.3パーセントを乗じた1億2888万0192円とほぼ等しい金額となっており、控訴人が、委託費の見積の根拠に阪田工務店のボイラー費用を計上していたのは、被控訴人が阪田工務店のボイラー経費を負担する前提で協議がされてきたことを受けての措置であり、このような経過からみても、被控訴人が阪田工務店のボイラー経費を負担する意向であったことが明らかであること、③被控訴人が平成12年8月に示した委託費（甲39）の積算根拠には、『建設費』として2億9500万円との記載があり、この金額は、控訴人が上記見積書（甲16）において『設備費』として計上した金額と全く同一であり、このことは、被控訴人も控訴人の上記見積を前提に委託費を算出していたことを示しているとともに、被控訴人が、『建設費』の中に含まれる阪田工務店のボイラー経費を負担する意向を有していたことをも示していること、④被控訴人の職員宮野は、平成15年9月18日の協議において、『市の財政事情もあり、これまで金額的には御無理をお願いしてきた経緯があり、その点については十分承知している。』と発言し（甲5）、また、平成16年1月23日の協議において、『これまでERが持出しをしてまで努力してきてもらった実績をどうするか、という点は残る問題である。』と発言しており（甲6）、被控訴人が、阪田工務店のボイラー経費を負担する必要性を認めながら、これに十分にこたえきれていなかったことについて、控訴人に対して申し訳ないとの気持を有していたこと、以上の①ないし④を総合すると、控訴人と被控訴人の間で、被控訴人が阪田工務店のボイラー経費を負担する合意が存在していたことが明らかである。

控訴人は、阪田工務店に対し、毎年システム維持費として億単位の金額を支払っており（甲58ないし65）、このうち、平成14年以前は全体の6.1パーセント、平成15年以後は全体の11.1パーセントが被控訴人との契約に対応する金額であって（甲66）、これは、RDFボイラーが他の一般的なボイラーと比べて割高で高価であるためであるが、控訴人が阪田工務店に対して高額の『システム維持費』を支払ってきたこと自体、被控訴人が控訴人に対して阪田工務店の費用を支払う合意が存したことの現れである。

また、月処理量200トンが最終的に月100トンに減少したのは、月200トンが処理されるためには、施設を月20日間稼動することを前提に日量10トンの処理が必要であったところ、被控訴人において、日量5トン以上の廃棄物処理を委託するには、一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があった（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下『廃棄物処理法』という。）施行令5条1項）ものの、被控訴人がかかる許可手続を踏まなかったため、その結果、日量5トンの処理にとどまったものであり、専ら被控訴人側の事情によるものであった。

さらに、『月額委託費500万円』というのは、減価償却期間が15年であることを前提としたものであり（乙1）、減価償却期間が8年であることを前提としたら、月額委託費が500万円よりも大幅に増額されなければならないことは当然である。」

4 原判決5頁8行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「本件委託費は、会計年度ごとに取り交わされた契約書に定められた額であり、そのほかに本件費用回収の合意は存在していない。

控訴人は、控訴人と他の地方公共団体との事情、阪田工務店の事情、控訴人とRDF製造設備、ボイラー施工業者との事情を挙げて、本件費用回収の合意が存在していたと主張するが、いずれも被控訴人の承知しない控訴人側の事情にすぎず、これらの事情の存在をもって被控訴人が阪田工務店の費用

を負担すべき義務を負うことになるわけではない。

そして、『廃プラスチック類固形燃料化システムの導入について』と題する書面（乙1）は被控訴人の議員や理事者らに対して年間約6000万円（月額500万円）程度の額であれば、被控訴人において従来採用していた廃プラスチックの処理方法と比較して、RDFシステムに優位性があることを示した内部資料にすぎず、また、『リサイクルセンター廃プラスチック類固形燃料化処理業務委託契約金額の積算について』と題する書面（甲39）も同様の性質のものにすぎず、『業者見積』（控訴人見積もり）のまま採用した場合の委託費が月額605万2000円（税別）と試算されているから、月額500万円程度の委託費が不当に廉価であるということとはできない。

したがって、本件費用回収の合意が存在したとの控訴人の主張は理由がない。

次に、控訴人は、宣伝効果や波及効果は控訴人にはなく被控訴人にあったと主張するが、地方公共団体である被控訴人が宣伝効果や波及効果を期待する必要はなく、控訴人が宣伝効果や波及効果を期待していないから委託費を廉価に押さえたというのも意味不明である。被控訴人において、谷戸沢廃棄物広域最終処分場の延命を図る必要があったことは事実であるが、そうであるからこそ、控訴人と本件契約を締結したのであり、RDFシステム導入後に、そのことを市民に説明し、協力を求めるため広報することは（甲57）、地方公共団体である被控訴人の当然の務めであり、それは、被控訴人に経済的利益をもたらすものではない。

前期中間営業報告書（甲72）によれば、控訴人の営業担当者加藤治明（以下「加藤」という。）は、平成6年3月、控訴人の三多摩地域の進出により、全国各地への宣伝効果、波及効果がある旨報告して三多摩地域への進出を促し、また、同年10月25日には、被控訴人との間で、RDFシステム導入にかかる協議（第1回）を行い、本件委託費として『多摩地区での最

初の導入に伴う宣伝効果を期待しての金額』（乙6）を提示していたことからみて、宣伝効果を期待していたのは控訴人に外ならない。

また、控訴人は、月間処理量が100トンにすぎなかったのは、被控訴人が廃棄物処理法上の許可を取得できなかったことによるものであったと主張するが、廃棄物処理法8条1項に、一日当たりの処理能力5トン以上の一般廃棄物処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定されているのは事実であるが（廃棄物処理法8条1項、同法施行令5条1項）、市町村についてはその適用が除外されており（同法8条1項括弧書）、被控訴人が都知事の許可を受ける必要はないから、被控訴人の側から、上記廃棄物処理法上の許可が取得できないことを理由に、日量5トン（月量100トン）しか処理できないとの申出をすることはあり得ない。そして、月処理量を200トンとする前提で協議が進んでいたにもかかわらず、実際には月間100トンの処理能力を有する設備しか導入することができなかったのは、設備施工業者の変更など控訴人側の事情によって工事の着工が遅れたことによるものであって、このために、予想外の費用を要したとしても、それは控訴人側の事情にすぎない（乙3、証人柳内）。

控訴人が事実と反する主張を繰り返すのは、控訴人が被控訴人に本件RDF事業の導入を働き掛けていた平成6年末から本件当初の契約を締結した時期である平成8年1月当時に被控訴人との直接交渉に携わったのが、現在の控訴人代表者ではなく当時の控訴人代表者窪田や加藤であったため、本件契約の締結の経緯を知らずにその思い込みに基づいて請求しているからに外ならない。」

5 原判決6頁11行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「 原判決は、被控訴人、控訴人及び阪田工務店が平成10年4月1日に覚書1（甲4）を締結し、さらに、平成12年4月1日付けで、被控訴人、控訴人及びプラコールとの間で、覚書1と同内容の覚書2（乙9）を締結したこ

とを根拠に、平成10年4月1日時点で、控訴人と被控訴人とが、いったん本件契約を平成16年3月31日に終了させることを明示的に合意したと認定したが、覚書1は、少なくとも同日まで本件契約を継続することを確認したものにすぎず、決して同日をもって契約を終了させる趣旨ではなかったものである。そして、覚書1が、同日以降の本件契約の期間について触れていなかったからといって、同日が契約の終期であるとする論理的必然性はなく、また、覚書2とは、単に契約当事者の変更があったため形式的に交わされた書面にすぎず、実質的な意味合いを有する書面ではなかったものである。そして、平成10年4月当時、本件RDF事業は良好に推移しており、これに代わる代替的事業も存在しなかったものであり、被控訴人は覚書1を取り交わした後も、平成16年4月以後についても本件契約を継続する意向を有しており、このことは、被控訴人が平成13年3月に作成した『青梅市一般廃棄物処理基本計画書』（甲73）に、平成16年度及び平成17年度も『廃プラスチック固形燃料』化の処理を行うことが記載されていることから明らかである。

また、被控訴人の職員宮野は、本件契約の打ち切りが『施策の変更』によるものであると述べていたものであって（甲5）、このことから、平成16年3月31日限りで本件契約を終了させることが合意されていなかったことが明らかである。」

6 原判決6頁13行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「被控訴人を含む地方公共団体においては、契約の成立には契約書の作成を必要とし（地方自治法234条5項、青梅市財務規則181条1項（乙13）、年度をまたがる契約には債務負担行為の議決を要するところ（地方自治法214条）、控訴人と被控訴人は、このような特別な措置を執ることなく、会計年度ごとに、期間を4月1日から1年間とする契約書を取り交わしていたから、本件契約の期間は1年間であり、それと異なる法的な合意は存

在していなかった。

控訴人、被控訴人及び阪田工務店が平成10年4月1日に締結した覚書1（甲4）には、控訴人の廃プラスチック固形燃料化設備使用の履行期間及び阪田工務店の廃プラスチック固形燃料の引取期間がいずれも平成16年3月31日までとされており、覚書1が本件契約の期間を定めたものであることに疑いはなく、また、平成12年4月1日には、控訴人、被控訴人及びプラコール株式会社間で覚書2を締結して覚書1の内容を再度確認し（乙9）、両覚書に現在の控訴人代表者阪田勇の記名押印が存することからすれば、遅くとも平成10年4月1日には、控訴人と被控訴人との間において、本件契約の期間を平成16年3月31日までとする合意が存在したことが明らかである。

そして、上記のとおり、本件契約は1年ごとのものとされていたところ、少なくとも平成16年3月31日まで本件契約を継続することとする覚書1の趣旨に従って、被控訴人は、同日まで同一内容の契約を毎年更新して継続した上、その期間が満了したことから、その後の更新をしないこととしたのである。

なお、平成13年3月付け青梅市一般廃棄物処理計画書（甲73）の一般廃棄物の処理・処分状況の一覧表に、平成16年度及び17年度について『廃プラスチック固形燃料』の記載があるが、同一覧表（82頁）は、平成13年度当時の状況を前提にした場合の平成16年度及び17年度の状況を試算したものにすぎず、むしろ、同計画書には、『廃プラスチックの新たな処理方法を早急に検討する必要がある』として、本件契約の見直しの必要性を指摘する記載（73頁）もある。

そもそも、覚書1を締結して、いったん契約を終了させることとしても、協議を整えて本件契約を更新することを選択肢として検討することが不可能となるわけではなく、覚書1を締結した平成10年4月1日当時、被控訴人

において、本事業に代わる代替的事業が存在しなかったとしても、覚書1が本件契約の期間を定めたものではないとする理由にはなり得ない。

したがって、覚書1及び2が本件契約の期間を定めたものではないとする控訴人の主張は理由がない。」

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は理由がないから、これを棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり訂正し、又は付加するほかは、原判決の事実及び理由欄の「第3 争点に対する判断」に記載のとおりであるから、これをここに引用する。

(1) 原判決10頁20行目の「加藤某（以下『加藤』という）」を「加藤」に、同11頁24行目の「使用許可を得たが、」を「使用許可（使用期間は平成7年4月1日から平成10年3月31日までの3年間。乙5）を得たが、」に、同13頁21行目の「宮野は、平成15年9月18日、」を「平成15年9月18日当時、被控訴人のリサイクルセンター長であった宮野は、同日、」にそれぞれ改める。

(2) 原判決14頁13行目末尾の次に続けて「すなわち、前記第2の2(7)のとおり、控訴人と被控訴人とは、平成8年1月22日付けで、本件委託費の額を月額500万円（税別）とし、契約期間を同年3月末日までとする本件契約の契約書（甲2）を取り交わしたが、同契約書には被控訴人がそれ以外の費用を負担する旨の記載はなく、また、その後平成15年まで、会計年度ごとに、期間を4月1日から1年間とする契約書を取り交わし、本件委託費の額は、平成8年度が月額500万円、平成9年度が月額502万5000円、平成10年度が515万円、平成11年度が516万円、平成12年度が519万円、平成13年度が522万1000円、平成14年度が523万7000円、平成15年度が526万円（いずれも税別）とされたが、上記各契約書において被控訴人がそれ以外の費用を負担する旨の記載がされた形跡

はないから、地方公共団体である被控訴人において、控訴人との間で本件費用回収の合意をしたとの控訴人の主張はその前提を欠くものである。」を加える。

(3) 原判決15頁4行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、被控訴人が平成6年に作成した内部文書である『廃プラスチック類固形燃料化システムの導入について』と題する書面(乙1)の積算根拠の欄に『大熊工場での焼却処理経費』として、阪田工務店に発生する費用が明記されていたのは、被控訴人が平成6年当時から阪田工務店のボイラー経費を負担する前提で協議をしていたからであって、仮に、被控訴人が阪田工務店の費用負担をしなくてもよいのであれば、上記書面でわざわざ『大熊工場での焼却処理経費』を計算する必要はなかったと主張する。

しかしながら、上記書面(乙1)は、本件RDF事業の担当者であった柳内が、被控訴人の市議会議員や理事者らに対する本件RDF事業に関する説明資料として作成し(証人柳内)、1か月の処理量を200トンとして、本件RDF事業の委託費を年間約6000万円(月額500万円)と見積もり、本件RDF事業を導入した場合には、従前の廃プラスチックの処理方法(焼却施設で焼却処分し、焼却熱の一部を排ガスの白煙発生防止用に利用し、焼却処理能力を超える分をそのまま埋め立てる。)に比べて年間約1300万円の経費節減となることを示したものであって、併せて、本件RDF事業の仕組み全体としての経費も見積もり、その一環として控訴人のリサイクルセンターでの処理費用等とともに、阪田工務店の経費についても試算されているにすぎないから、上記書面において阪田工務店のボイラー経費について言及されていたからといって、そのことから直ちに被控訴人が阪田工務店の経費を負担する前提で協議がされたことになるものとはいえず、控訴人の上記主張は理由がない。

なお、控訴人は、控訴人と契約を締結した5つの自治体は、いずれも阪

田工務店のボイラー経費を負担することとしており、控訴人が敢えて被控訴人に対してだけ阪田工務店のボイラー経費を負担しない前提で契約交渉を行うことはあり得ないとも主張するが、上記のとおり、本件の各契約書において、被控訴人が阪田工務店のボイラー経費を負担することは約束されておらず、上記書面（乙1）はもとより他に被控訴人が上記費用を負担する旨の合意がされた書面が存在しない以上、控訴人の上記主張も採用することはできない。

次に、控訴人は、控訴人が平成8年に被控訴人に提出した見積書（甲16）に、『設備費』として2億9500万円が計上されており、このうち、控訴人のRDF製造設備の建設等に要した費用1億6950万円を除いた1億2555万円が阪田工務店のボイラー建造費用であって、控訴人が、委託費の見積の根拠に阪田工務店のボイラー費用を計上していたのは、被控訴人が阪田工務店のボイラー経費を負担する前提で協議がされてきたことを受けての措置であると主張するが、上記見積書（甲16）には、『設備費』として2億9500万円が計上されているものの、1億2555万円が阪田工務店のボイラー建造費用であることは記載されていないから、上記設備費の記載をもって、被控訴人が阪田工務店のボイラー経費を負担する前提で協議がされていたことをうかがわせるものということは困難である上、上記見積書においては、出精値引きをした上で最終的な見積もり金額を月額500万円としていることに照らしても、被控訴人が阪田工務店のボイラー経費を負担する合意がされていたとの控訴人の上記主張は採用の限りでない。

さらに、控訴人は、被控訴人が平成12年8月に示した委託費の積算根拠（甲39）には、『建設費』として2億9500万円との記載があり、この金額は、控訴人が上記見積書（甲16）において『設備費』として計上した金額と全く同一であることから、被控訴人も控訴人の上記見積を前

提に委託費を算出していたことを示しているとともに、被控訴人が、『建設費』の中に含まれる阪田工務店のボイラー経費を負担する意向を有していたことをも示していると主張するが、上記『建設費』2億9500万円については業者（控訴人）見積もりであることが明記されていることに加え、その見積もりを前提にした場合の委託費が月額605万2000円（税別）と試算されていることに照らすと、控訴人の上記主張も採用することはできない。

控訴人は、平成15年9月18日当時、被控訴人のリサイクルセンター長であった宮野が、同日の控訴人との協議において、『市の財政事情もあり、これまで金額的には御無理をお願いしてきた経緯があり、その点については十分承知している。』と発言し（甲5）、また、平成16年1月23日の協議において、『これまでER（控訴人）が持出しをしてまで努力してきてもらった実績をどうするか、という点は残る問題である。』と発言したこと（甲6）をもって、本来被控訴人が阪田工務店のボイラー費用を負担すべきであったため、本件委託費が極めて低額であったことを認識していたと主張するが、宮野の上記各発言をもって、被控訴人において阪田工務店のボイラー経費を負担することを約束していたことをうかがわせるものといえないことはもとより、被控訴人において、本件契約の各契約書で定められた本件委託料以外にも負担すべき金員があることを認識していたものということはないから、控訴人の上記主張も採用することはできない。」

(4) 原判決16頁7行目末尾の次に行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、本件契約を締結したことによる宣伝効果や波及効果は控訴人にはなく被控訴人にあったと主張するが、地方公共団体である被控訴人が本件契約を締結したこと自体による宣伝効果や波及効果を期待する必要はなく、また、ここで問題となっているのは宣伝効果や波及効果によって本

件委託費を低く抑えることにつながったかどうかであるところ、仮に被控訴人に宣伝効果や波及効果があったとしても本件委託費を低額にすることには結びつかないから、控訴人の上記主張はその根拠を欠いている。

そして、被控訴人は、RDFシステムの導入後、平成8年3月1日付けの『広報おうめ』（甲57）において、『ごみ減量・リサイクルに努力 廃プラスチック類同形燃料化システム稼働』等の見出しの下に、本件RDF事業の導入を広報し、『廃プラスチックをリサイクルして固形燃料化することは、限りある資源を節約し、不燃ごみの中の可燃分の焼却や埋め立て量の抑制にもつながります。』、『さらには焼却対象物が減少し、焼却処理経費の軽減も図られることとなります。』などと、本件RDF事業の導入が被控訴人にとって有用であることを紹介し、また、本件契約締結以前の平成7年3月ないし7月の新聞記事（甲54ないし56）においても、『青梅が新年度からシステム導入』、『廃プラから燃料再生』、『最終処分場の延命にも一役』などと本件RDF事業の有用性が紹介されていることが認められるが、被控訴人が、RDFシステムの導入について、市民に説明し、協力を求めるために上記内容の広報をしたことは、地方公共団体である被控訴人の広報活動として何ら異とするに足りないし、被控訴人に経済的利益をもたらすということもできない。また、上記広報及び新聞記事によれば、被控訴人において、谷戸沢廃棄物広域最終処分場の延命を図る必要があり、そのためにRDFシステムの導入が有益であり、このことが、被控訴人が控訴人と本件契約を締結した動機の一つであったことがうかがわれるものの、本件委託費を低額にすることに結びつくものとはいえない。

これに対し、控訴人の営業担当者加藤が平成6年3月に作成した前期中間営業報告書（甲72）によれば、加藤は、控訴人の営業のために、三多摩地域の現状を調査した上で、『市の関係者の反応が、極めて良く寧ろ遅

すぎた感じすら受けました。もっと早くご挨拶にお伺いすべきだったのかなと思った位です。三年間の実績である、ダイナミック・オーシャン方式（P. C. S.）が、これ程歓迎されるとは、予想はしていましたが、確かに役に立てる、貢献出来る事に、強い自信を倍加しました。或る役所の方が、このシステムは、需要と燃料として公害処理がきちんとすれば三多摩全域で採用されるでしょうと申しました。』として、控訴人の三多摩地域への進出を促し、『東京都三多摩にこのP. C. システムが移植できれば、全国各地から注目されて広く展開され、広域社会の廃棄物特にプラスチック類の燃料化として貢献出来ると確信を強く致しました。』として、三多摩地域の進出により、控訴人にとって全国各地への宣伝効果、波及効果が期待できることを報告していることが認められ、また、加藤が被控訴人担当者との協議において、『多摩地区での最初の導入に伴う宣伝効果を期待しての金額である』と述べていたこと（乙6、証人柳内、弁論の全趣旨）に照らすと、控訴人において被控訴人と本件契約を締結することによる宣伝効果を期待し、本件委託費を低額に抑えたことがうかがわれるから、宣伝効果に関する控訴人の上記主張は採用することができない。

さらに、控訴人は、阪田工務店のRDFボイラーは、同規模の重油ボイラーと比較して、はるかに割高であり、たとえ阪田工務店がRDFという燃料を安価に仕入れられたとしても、それをはるかに上回る経費がかかることや同ボイラーは、被控訴人からだけでなく、常総事務組合から受け入れたRDFも燃焼されていたが、年間経費は2億6418万5000円であり、被控訴人の比率13.3パーセントでみても年間3513万6605円の費用がかかっていたことなどから、被控訴人が本件費用回収の合意をしていたとも主張しているが、これらは控訴人ないし阪田工務店側の事情にすぎず、これをもって直ちに被控訴人がその費用を負担すべき義務を負ったり、費用負担に応じたことをうかがわせるものではなく、本件契約

の当事者でない阪田工務店の上記費用を負担すべき合意の存在が認められないことは上記のとおりである。」

(5) 原判決17頁1行目の「伝聞であり、」を「伝聞であり（なお、控訴人代表者阪田勇は、平成3年3月にいったん控訴人の代表者を辞し、平成11年11月に再度控訴人の代表者に就任した。）、」に改める。

(6) 原判決17頁19行目冒頭から同23行目末尾までを次のとおり改める。

「しかしながら、本件委託費の増額が当然に認められるものではないことは上記2(2)のとおりである。そして、地方公共団体である被控訴人においては、地方自治法208条2項、210条、211条1項、214条、234条5項、青梅市財務規則181条1項（乙13）により、契約の成立には契約書の作成を必要とし、原則として会計年度ごとに契約書の作成を要し、年度をまたがる契約には債務負担行為の議決を要するところ（地方自治法214条）、控訴人と被控訴人は、このような特別な措置を執ることなく、会計年度ごとに、期間を4月1日から1年間とする契約書を取り交わしていたこと、控訴人、被控訴人及び阪田工務店は、平成10年4月1日、覚書1（甲4）を締結しており、この覚書1には、控訴人（当時はダイナミックオーシャン）が廃プラスチック固形燃料化設備を使用するのは平成16年3月31日までとされ、阪田工務店が廃プラスチック固形燃料を引き取るのも同日までとされており、いずれの期間についても、控訴人及び阪田工務店は、その責めに帰することができない正当な理由により、期間が履行できないときは、被控訴人に対しその旨申し出て、被控訴人が相当と認めたときは、双方協議の上、期間の打ち切り又は期間の変更ができるものとされていたこと、また、上記平成10年4月1日には、被控訴人が、青梅市行政財産使用許可書（乙10）において、控訴人に対するリサイクルセンターの使用許可期間を同日から平成16年3月31日までと定めていること、さらに、控訴人、被控訴人及びプラコール株式会社は、

平成12年4月1日、覚書1の内容を再度確認した内容の覚書2（乙9）を締結していることに照らすと、覚書1の取り交わされた平成10年4月1日には、控訴人と被控訴人との間において、本件契約の期間を平成16年3月31日までとすることが合意されたものと認められる。そして、上記のとおり、本件契約は1年ごとのものとされていたところ、被控訴人は、控訴人との間で、平成16年3月31日まで本件契約を継続することを内容とする両覚書の趣旨に従って、平成16年3月31日まで同一内容の契約を毎年更新して継続していたところ、同期間が満了したことに照らし、本件契約期間の合意が存在したとの控訴人の上記主張は理由がないものといわざるを得ない。

ところで、控訴人は、平成13年3月付け青梅市一般廃棄物処理計画書（甲73）の一般廃棄物の処理・処分状況の一覧表（82頁）に、平成16、17年度について『廃プラスチック固形燃料』の記載があることなどを根拠に、両覚書は、本件契約の期間を定めたものではないとも主張するが、同一覧表は、平成13年度当時の廃棄物処理状況を前提に、平成16、17年度の状況を試算したものであって、同計画書においては、『廃プラスチックの新たな処理方法を早急に検討する必要がある』ことも指摘されていること（73頁）に照らすと、上記一覧表の記載をもって両覚書が本件契約の期間を定めたものでないとか、本件契約の更新が予定されていたなどということとはできない。」

(7) 原判決18頁25行目の「この時点では、原告と被告は、同日をもって」を「上記平成10年4月1日の時点では、控訴人と被控訴人とは、平成16年3月31日をもって」に改める。

2 以上のとおりであって、当裁判所の上記判断と同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官 宮 崎 公 男

裁判官 山 本 博

裁判官 今 泉 秀 和